

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

		改正前		改正後		
1	別表第2 占用料（第12条関係）	区 分		金 額		
		工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに	<u>82円</u>	
			電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに	<u>380円</u>	
			[略]			
[略]						
[略]						
2	別表第1 使用料（第12条関係）	港湾施設		金 額		
		[略]				
		岸壁	総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。 (1)～(3) [略]			
			岸壁に附属する係留を補助するための動力装置を使用する場合	総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。 (1) 係留時間12時間までの場合 <u>5円94銭</u> (2) 係留時間12時間を超え24時		

			<u>間までの場合</u> <u>7円64銭</u> (3) <u>係留時間24時間を超える場</u> <u>合 前号の額に超過時間12時間</u> <u>までごとに3円82銭を加えた額</u>
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、表1の項の改正部分及び次項の規定は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）の施行前に港湾施設の占用の許可を受けた者の当該許可に係る平成31年3月31日までの間の占用料の額については、なお従前の例による。